

遺体取扱いの流れ



行方不明者の捜索等

搬送

<検視・検案場所>

<検視・検案場所>

- ① 検視 (警察等)
- ② 検案 (医師)

隣接した場所に設置

<遺体仮収容(安置)所>

必要に応じ洗浄、消毒
(葬儀業者等)

【身元判明遺体】

- ① 遺体の引き渡し (警察→遺族)
- ② 検案書の交付 (医師→遺族)
- ③ 火葬許可証の交付 (区役所→遺族)

【身元不明遺体】

- ① 身元確認再調査 (警察)
- ② 検案書の交付 (医師→区役所)
- ③ 遺体の引き渡し (警察→区役所)

搬送

(遺族及び遺族が依頼した葬儀業者が搬送する。遺族等が搬送できない場合は、危機管理部が搬送手段を関係機関等と調整する。)

搬送

(危機管理部が搬送手段を関係機関等と調整する。)

<火葬場>
火葬 (環境部)

遺骨の引き渡し
(環境部→遺族)

遺骨・遺留品の保管
(環境部・区役所)

1年間引き取り者が
ない場合

<市設の霊園>
納骨

市立火葬場現況一覧表

区分 名称	所在地	炉 数	災害時の火葬 体制/日 ※
瓜破斎場	平野区瓜破東 4-4-146	30基	84体
北 //	北区長柄西 1-7-13	20基	60体
小林 //	大正区小林東 3-12-8	10基	30体
鶴見 //	鶴見区鶴見 1-6-128	8基	24体
佃 //	西淀川区佃 6-4-18	4基	12体
計		72基	210体

※通常時の稼働時間は7時間/日であるが、災害時に5時間稼働を延長した場合